

大和町地域でがんばる事業者応援補助金 よくある質問(Q&A)

令和5年4月1日更新

1.商品開発支援事業について

1-Q1.「大和町優良地場産品の推奨品」とは何ですか。

1-A1. 大和町優良地場産品推奨要綱に基づくもので、大和町内産の主原料を使用して生産・製造・加工された農林水産加工品、醸造品、菓子、民芸品などのことをいいます。

年に1回、2月頃に推奨品に認定するための審査会が開催され、認定されると、翌月から2年間(更新あり)、町の推奨品として取り扱うことができます。

1-Q2. 大和町優良地場産品推奨品として必ず申し込まないといけないのですか。

1-A2. 原則お申込まいただきます。推奨品に認定された商品は、推奨状が交付され、町の観光パンフレットやHPに掲載されるほか、推奨マーク添付の上で販売することができるため消費者への大きな宣伝効果が期待できます。例年1月4日～1月31日で新規推奨品を募集しています。

1-Q3. 提案書を提出してから、どのくらいで採択が決定するのですか。

1-A3. 申請受付期間終了後に審査を行い、採択を決定します。6月30日に受付締切後、約1か月程度で採択の可否を通知します。

1-Q4. 審査会はどのように行われるのですか。申請者がプレゼンテーションを行うのでしょうか。

1-A4. 有識者等による書類審査になりますので、申請者はプレゼンテーションを行いません。

1-Q5. どのような審査基準で評価されるのでしょうか。

1-A5. 評価の基準は以下のとおりです。全ての基準をクリアしている商品である必要があります。

- (1)生産方法等に「こだわり」があり、町の特産品となり得る商品であること。
- (2)販売手法や販路開拓の手法が明確であり、製作物は費用対効果を見込めること。
- (3)事業に継続性があり、事業展開の展望や計画があること。
- (4)町内の地域資源を使用した商品であり、継続して生産可能であること。
- (5)事業の成果が明確であり、地域の活性化に貢献する内容であること。

1-Q6. 今回、商品開発した商品パンフレットなどを増刷する場合は、継続して補助金をもらえるのでしょうか。

1-A6. 継続して補助金はもらえません。申請時点で提出いただく見積書の金額から算定した額の補助のみとなります。

1-Q7. この補助金は毎年申請しても良いですか。

1-A7. この補助金の交付を受けてから、2か年経過後に申請することができます。

1-Q8. 「空き店舗活用支援事業」との同時申請は可能ですか。

1-A8. 可能です。ただし、「空き店舗活用支援事業」と「商品開発支援事業」のどちらでも補助対象となる設備がある場合は、重複して申請することができませんのでご注意ください。

2. イメージアップ支援事業について

2-Q1. どのような改装が対象になるのですか。

2-A1. 次の例を参考にしてください。基本的な考え方として、来客者が店舗を利用する場合に気持ちよく店舗を利用できる空間を作り、来客者や来町者の集客効果を高める内容であることが必要です。

【対象となる経費の例】

内装・外装工事、解体工事、建具工事、トイレ工事、看板のリニューアル、店舗シャッターへの店名ロゴ塗装、新型インフルエンザ等感染症対策経費(空気清浄機の設置)など

【対象とならない経費の例】

エアコン設置費、従業員のみが使用する事務室等に係る改装費、什器備品の購入、配送料、代引料金など

2-Q2. 「空き店舗活用支援事業」との同時申請は可能ですか。

2-A2. 不可です。ただし、空き店舗活用支援事業(大和町店舗取得・改修推進事業含む)を利用し開店した店舗を、継続して営業し5年間経過後であれば、イメージアップ支援事業の申請をすることができます。

2-Q3. この補助金の回数制限はありますか。

2-A3. 1店舗につき1回のみです。

2-Q4. 申請する前に改装が完了してしまったのですが、日付を遡って申請してもいいですか。

2-A4. 不可です。申請後、町からの「交付決定通知書」を受け取った後に着工するこ

とが要件なので、今回の改装費は対象になりません。

2-Q5. 新型コロナウイルス感染症対策費のみの申請は可能ですか。

2-A5. 不可です。改装工事等を行うことが必須になります。また、改装費が新型コロナウイルス感染症対策費の金額を上回る内容である必要があります。

2-Q6. 新型コロナウイルス感染症対策費としてホームセンターで空気清浄機を購入したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

2-A6. 申請書の添付書類として、空気清浄機の金額が分かる見積書等が必要ですので、販売店からの見積書の発行またはカタログの写しを添付ください。申請後、町の審査を経て、交付決定後にご購入いただく流れになります。

3. 空き店舗活用支援事業について

3-Q1. 空き店舗の定義を教えてください。

3-A1. 町内においてこれまで店舗や事務所、居住を目的とした建物で、建物の1階を含み、1月以上使用されていない空き店舗・空き家のことをいいます。

3-Q2. 空き店舗の所有者が祖父なのですが、対象になりますか。

3-A2. 対象外です。所有者と生計が同じ場合や、2親等以内の親族の場合は対象になりません。

3-Q3. 試しに1年だけお店を営業してみたいのですが、1年経ったら閉店してもいいですか。

3-A3. 開業から3年以上継続して営業いただく必要があります。3年以内に廃業された場合、補助金の返還を求める場合がありますので、ご了承ください。

3-Q4. 工事を着工してから完成するまでに年度をまたぐことになりそうですが、問題ないですか。

3-A4. 工事等が必要な場合、申請年度内(4月～3月)に完成しなければなりません。また、年度末に実績報告書を提出いただく必要があります。

3-Q5. 過去に「大和町店舗取得・改修推進事業補助金」を利用して開業しました。町内の空き店舗を利用し、2店舗目を開店したいのですが、この補助金は利用できますか。

3-A5. 当該補助事業(大和町店舗取得・改修推進事業含む)を利用し、開店した店舗を営業し5年間経過後であれば、2店舗目の申請することができます。ただし、当該補助事業を利用して開店した店舗について、5年以内に閉店し

た場合は、2店舗目の申請をすることができませんのでご了承下さい。

3-Q6. 自身で工事を行いたいのですが、対象になりますか。

3-A6. 対象とはなりません。

3-Q7. 営業日営業内容に制限はありますか。

3-A7. 以下のような条件があります。

- ・週4日以上の営業
- ・開業から3年以上の継続的な営業
- ・対象と業種: 小売店、飲食店、サービス業(理容業や美容業)、ペット美容室、
整骨院など

※風俗営業法に該当になる事業は対象外

※チェーン店、フランチャイズ店で手数料が発生する場合は対象外

3-Q8. テーブルやイスも新たに購入したのですが、対象になりますか。

3-A8. 設置工事が不要な機械器具、什器備品等は対象外となります。